

第2期・第3期中期目標の対比表

大阪府 健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

第2期中期目標	第3期中期目標（素案）
<p style="text-align: center;">【目次】</p> <p>前文</p> <p>第1 中期目標の期間</p> <p>第2 府民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 高度専門医療の提供及び医療水準の向上</p> <p>(1) 府の医療施策推進における役割の発揮</p> <p>①各病院の役割に応じた医療施策の実施</p> <p>②診療機能の充実</p> <p>③新しい治療法の開発・研究等</p> <p>④災害や健康危機における医療協力等</p> <p>(2) 診療機能充実のための基盤づくり</p> <p>①優秀な医療人材の確保・育成</p> <p>②施設及び医療機器の計画的な整備</p> <p>(3) 府域の医療水準の向上への貢献</p> <p>①地域医療への貢献</p> <p>②府域の医療従事者育成への貢献</p> <p>③府民への保健医療情報の提供・発信</p> <p>(4) より安心して信頼できる質の高い医療の提供</p> <p>①医療安全対策等の徹底</p> <p>②医療の標準化と最適な医療の提供</p> <p>③患者中心の医療の実践</p> <p>2 患者・府民の満足度向上</p> <p>(1) 院内環境等の快適性向上</p> <p>(2) 待ち時間及び検査・手術待ちの改善</p> <p>(3) NPOやボランティアとの協働</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 自律性・機動性の高い組織体制の確立</p> <p>(1) 組織マネジメントの強化</p> <p>①事務部門等の専門性の向上</p> <p>②業績を反映した給与制度・人事評価制度等の導入</p> <p>③自律的な組織体制の確立</p> <p>(2) 診療体制の強化及び人員配置の弾力化</p> <p>(3) コンプライアンスの徹底</p> <p>2 経営基盤の安定化</p> <p>(1) 効率的・効果的な業務運営・業務プロセスの改善</p> <p>(2) 収入の確保</p> <p>(3) 費用の抑制</p> <p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p>	<p style="text-align: center;">【目次】</p> <p>前文</p> <p>第1 中期目標の期間</p> <p>第2 府民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 高度専門医療の提供及び医療水準の向上</p> <p>(1) 府の医療施策推進における役割の発揮</p> <p>①各病院の役割に応じた医療の実施</p> <p>②診療機能の充実</p> <p>③新しい治療法の開発・研究等</p> <p>④災害や健康危機における医療協力等</p> <p>(2) 診療機能充実のための基盤づくり</p> <p>①優秀な医療人材の確保・育成</p> <p>②施設・医療機器等の計画的な整備</p> <p>(3) 府域の医療水準の向上への貢献</p> <p>①地域の医療機関等との連携</p> <p>②府域の医療従事者育成への貢献</p> <p>③府民への保健医療情報の提供・発信</p> <p>(4) 安心して信頼できる質の高い医療の提供</p> <p>①医療安全対策等の徹底</p> <p>②医療の標準化と最適な医療の提供</p> <p>③患者中心の医療の実践</p> <p>2 患者等の満足度向上</p> <p>(1) ホスピタリティの向上</p> <p>(2) 待ち時間の改善による患者負担の軽減</p> <p>(3) NPOやボランティアとの協働</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 自立性の高い組織体制の確立</p> <p>(1) 組織マネジメントの強化</p> <p>①高い専門性を持った人材の育成・確保</p> <p>②人事評価制度・給与制度の適正な運用</p> <p>(2) 診療体制の強化及び人員配置の弾力化</p> <p>(3) コンプライアンスの徹底</p> <p>2 業務運営の改善・効率化</p> <p>(1) 効率的・効果的な業務運営・業務プロセスの改善</p> <p>(2) 収入の確保</p> <p>(3) 費用の抑制</p> <p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p>

前文

地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「府立病院機構」という。）は、都道府県立病院では全国で初めて設立された地方独立行政法人であり、平成18年度の設立以降、「高度専門医療の提供と府域の医療水準の向上」、「患者・府民の満足度向上」及びこれらを支える「安定的な病院経営の確立」を基本理念として、府立の5病院の運営・改革に取り組んできた。

設立から平成22年度までの第1期中期目標期間中においては、府立病院機構職員が一丸となって、5病院の機能分担と連携のもと府民ニーズや新たな医療課題に適切に対応し、診療機能の充実・強化及び経営改善を図り、質の高い医療サービスの効果的な提供に努めてきた結果、設立当初の不良債務を目標期間中に解消できる見込みとなった。

一方、医師・看護師など医療人材不足が深刻化する中で、新型インフルエンザなど感染症対策や救命救急医療の強化、がん対策の充実、難病への対応など、高度専門医療を担う府立病院の責務はますます高まりつつある。

また、近年の医療技術の進展はめざましく、化学療法、放射線療法など新たながん治療法の開発・普及など高度先進医療を担う府立の病院にふさわしい施設・医療機器を備え、府民の期待に応えていく必要がある。

第2期中期目標においては、安定的な収支構造の確立を前提に、こうした課題に的確に対応できるよう、高度専門医療を行うための施設、医療機器の整備や優秀な医療人材を育成・確保するための環境整備など、将来に向けた投資を着実にを行い、さらなる医療技術・医療サービスの向上、経営改善を目指すこととする。

また、医療や病院経営をめぐる環境変化に迅速かつ柔軟に対応できるよう、より機動的かつ自律的な病院運営体制の構築に取り組んでいく。

第2期中期目標の策定にあたっては、地方独立行政法人としての第1期中期目標期間中の経営面・運営面における実績を踏まえ、引き続き現行の運営形態を維持・継続することとし、さらに第1期に引き続き3つの基本理念を継続しつつ5つの病院の機能分担と連携のもと、さらなる自律性・機動性・透明性の高い病院運営に努め、患者及び府民の信頼に最大限応えていくことを期待する。

また、大阪府域全体で最適となるよう医療資源の有効活用を図り、新たな大都市制度における公立病院として適切な役割を担うため、大阪府市統合本部において示された基本的方向性を踏まえ、大阪府として決定した府市病院統合に向けた検討を進めていく。

第1 中期目標の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間とする。

前文

地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「法人」という。）は、平成18年度に設立以来、「高度専門医療の提供と府域の医療水準の向上」、「患者・府民の満足度向上」及びこれらを支える「安定的な病院経営の確立」を基本理念として、府民ニーズや新たな医療課題に適切に対応し、質の高い医療サービスを提供し続けることにより、府民の期待に応えてきた。

法人の設立から平成22年度までの第1期中期目標期間中においては、府立5病院（以下、「各病院」という。）の診療機能の充実を図りつつ、設立当初からの多額の不良債務を解消することが大きな課題となっていたが、職員が一丸となって経営改善に取り組んだことにより、第1期中期目標期間中に不良債務を解消することができた。

第2期中期目標期間においては、こうした経営状況の改善を受けて、精神医療センターの再編整備や母子保健総合医療センター手術棟の新設、成人病センターの移転整備への着手、高度専門医療を行うための医療機器の整備など、質の高い医療サービスを提供し、府域の医療水準の向上に資する新たな投資を積極的に行ってきたところである。

経営改善に向けたこれまでのたゆまぬ努力により、第2期中期目標期間中は黒字決算を維持してきたものの、第3期中期目標期間中には、こうした施設や機器整備に係る償還費負担がピークを迎え、法人の経営を圧迫することが見込まれている。

それらに加え、第3期中期目標期間中には、大阪府市共同住吉母子医療センター（仮称）の整備が計画されているとともに、老朽化が進む呼吸器・アレルギー医療センターや母子保健総合医療センターへの対応・検討が求められている。

また、現在、将来目指すべき医療提供体制を定める地域医療構想の検討が大阪府において進められている。

こうした中、引き続き各病院が患者及び府民の信頼と期待に的確に応え続けていくためには、法人の経営基盤をより一層強化し、将来に向けた積極的な投資を可能にするための安定的な病院運営を確保していくことが求められている。

このため、第3期中期目標においては、第2期中期目標と同様に府域の医療水準の向上に向けた投資を積極的に行いながら、各病院における医療サービスの向上を支える法人の経営基盤のさらなる強化を図っていく。

第1 中期目標の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

第2 府民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

府立病院機構は、大阪府の医療施策として求められる高度専門医療を提供するとともに、府域における医療水準の向上を図り、府民の健康の維持及び増進に寄与するため、府立の病院を運営すること。

府立の各病院は、次の表に掲げる基本的な機能を担うとともに、機能強化に必要な施設整備などを計画的に進めること。

また、府域における医療水準の向上を図るため、地域の医療機関との連携・協力体制の強化等を図ること。

さらに、患者や府民の目線に立ってその満足度が高められるよう、各病院において創意工夫に努めること。

病院名	基本的な機能
大阪府立急性期・総合医療センター	救命救急医療、循環器医療など緊急性の高い急性期医療 がん、心疾患・脳血管疾患、糖尿病、生活習慣病、腎移植、難病などに対する専門医療及び合併症医療 障がい者医療及びリハビリテーション医療 これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修
大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター	呼吸器疾患、肺腫瘍、結核、アレルギー性疾患を対象に、急性期から慢性期在宅ケアに至る合併症を含めた包括医療 これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修
大阪府立精神医療センター	精神障がい者の医療及び保護並びに医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修 発達障がい者（児）の医療及び療育並びにこれらに関する調査、研究及び教育研修
大阪府立成人病センター	がん・循環器疾患に関する診断、治療及び検診 がんに関する調査、研究、治療法の開発及び教育研修
大阪府立母子保健総合医療センター	母性及び小児に対する高度専門医療 周産期疾患・小児疾患・母子保健等に関する調査、研究、治療法の開発及び教育研修

第2 府民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

法人は、大阪府の医療施策として求められる高度専門医療を提供するとともに、府域における医療水準の向上を図り、府民の健康の維持及び増進に寄与するため、各病院を運営すること。

各病院は、次の表に掲げる基本的な機能を担うとともに、機能強化に必要な施設整備などを計画的に進めること。また、地域の医療機関との連携・協力体制の強化等を図ること。

さらに、患者とその家族や府民（以下、「患者等」という。）の目線に立って、その満足度が高められるよう、各病院において創意工夫に努めること。

病院名	基本的な機能
大阪府立急性期・総合医療センター	救命救急医療、循環器医療など緊急性の高い急性期医療 がん、心疾患・脳血管疾患、糖尿病、生活習慣病、腎移植、難病などに対する専門医療及び合併症医療 障がい者医療及びリハビリテーション医療 災害発生時の医療提供、災害医療コーディネートなど府域における基幹機能 これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修
大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター	呼吸器疾患、肺腫瘍、結核、アレルギー性疾患を対象に、急性期から慢性期在宅ケアに至る合併症を含めた包括医療 これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修
大阪府立精神医療センター	精神障がい者の医療及び保護並びに医療水準の向上のための調査研究及び教育研修 発達障がい者（児）の医療、調査、研究及び教育研修
大阪府立成人病センター	がんに関する診断、治療及び検診 がんに関する調査、研究、治療法の開発及び教育研修
大阪府立母子保健総合医療センター	母性及び小児に対する高度専門医療 周産期疾患・小児疾患・母子保健等に関する調査、研究、治療法の開発及び教育研修 発達障がい児の医療、調査、研究及び教育研修

1 高度専門医療の提供及び医療水準の向上

(1) 府の医療施策推進における役割の発揮

① 各病院の役割に応じた医療施策の実施

府立の各病院は、健康医療行政を担当する府の機関と密接に連携・協力しながら、法令等に基づき府の実施が求められる医療、府の政策課題として担うべき医療、他の医療機関では対応が困難な医療など、各病院の特性に応じて府の医療施策の実施機関としての役割を果たすこと。

特に、法令改正や医療施策の動向などを踏まえ、第2期において新たに取り組むべき医療施策を次のとおり示す。

ア 新型インフルエンザをはじめとする感染症対策において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく二類感染症患者の受入れに対応するなど、府域の医療機関の先導的役割を果たすこと。

イ 府域における救急医療の一層の強化を図るため、高度救命救急医療を担う基幹的な救命救急センターとしての役割を果たすとともに、重症小児患者や未受診妊産婦等の積極的な受入れ、精神科救急と一般救急の連携など、一層の機能強化を図ること。

ウ がんの集学的治療の提供や緩和ケア医療の推進など、府のがん医療全般における先導的役割を果たすとともに、府のがん対策に対する政策提言機能の一層の強化を図ること。

エ 重症病児の在宅医療への移行を支援するため、保健所や地域関係機関との連携による在宅医療支援モデルを構築するなど機能の強化を図ること。

オ 発達障がいなど子どもの心の問題に対応するため、子どもの心の診療拠点としての機能強化に努め、府域の医療機関の先導的役割を果たすこと。

1 高度専門医療の提供及び医療水準の向上

(1) 府の医療施策推進における役割の発揮

① 各病院の役割に応じた医療の実施

第3期中期目標においては、第2期中期目標における取組みを継続することを基本として、各病院の機能に応じて府の医療施策の実施機関としての役割を果たすこと。

府の関係機関と連携しながら、法令等に基づき府の実施が求められる医療や、結核医療をはじめとする感染症対策、精神医療、高度な小児・周産期医療など府の政策医療に取り組むとともに、他の医療機関では対応が困難な患者の積極的な受入れに努めること。

また、以下をはじめとした、各病院の機能に応じた役割を着実に果たすこと。

ア 新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生時には、各病院がそれぞれの役割に応じて、関係機関と連携しながら患者の受入れを行うなど、府域の医療機関の先導的役割を果たすこと。

イ 府域の救急医療において、高度救命救急センターとして基幹的な役割を果たすとともに、救急医療を必要とする重篤小児患者や未受診妊産婦等を積極的に受入れること。

また、精神科救急と一般救急の連携の中で、精神疾患を持つ救急患者への対応について、積極的に役割を果たすこと。

ウ がん医療の拠点病院として、それぞれの役割を着実に実施するとともに、がんの集学的治療の提供や緩和ケア医療の推進など、府のがん医療全般における先導的役割を果たすこと。

エ 総合・地域周産期母子医療センターとして、ハイリスクな妊産婦や新生児の受入れなどを積極的に行い、府域における高度周産期医療の拠点病院としての役割を着実に果たすこと。

また、重篤小児患者の在宅医療を支援するため、地域の医療機関や保健所との連携の強化を図ること。

オ 府域における子どもの心の診療拠点として、発達障がいなど子どもの心の問題に対する診療機能を強化し、府域の医療機関の先導的役割を果たすこと。

② 診療機能の充実

各病院が府の医療施策における役割を着実に果たし、医療需要の質的・量的変化や新たな医療課題に適切に対応できるよう、診療機能の充実を図ることとし、あわせて数値目標の設定に努めること。

また、患者動向や医療需要の変化に即して、診療部門の充実や見直しなどを図ること。

さらに、必要に応じて、国内外の医療機関との人材交流を行い、医療水準のさらなる向上を目指すこと。

③ 新しい治療法の開発・研究等

成人病センター及び母子保健総合医療センターにおいては、病院、研究部門及び調査部門が連携し、疫学調査や診断技法・治療法の開発及び臨床応用のための研究を推進すること。また、大阪府がん登録事業など府の健康づくり施策の基礎となる調査を行うこと。さらに、他の病院においても、それぞれの高度専門医療分野において、調査や臨床研究を推進すること。

各病院において、府域の医療水準の向上に寄与する観点から、大学等の研究機関や企業との共同研究などを積極的に行うこと。

また、治験についても、治療の効果や安全性を高めるなど、新薬開発等への貢献の観点から、積極的に推進すること。

④ 災害や健康危機における医療協力等

災害時において、大阪府地域防災計画に基づき、府の指示に応じるとき、又は自ら必要と認めたときは、基幹災害医療センター及び特定診療災害医療センターとして患者を受け入れるとともに、医療スタッフを現地に派遣して医療救護活動を実施すること。

カ 府域における精神医療の拠点病院としての役割を果たすとともに、大阪府こころの健康総合センターをはじめ関係機関との連携を図りながら、薬物等の各種依存症に対する治療を行い、治療後の回復支援につなげていくこと。

キ 新たに整備した精神医療センター、母子保健総合医療センター手術棟の機能を最大限に活用して、高度な医療の提供、患者受入れの充実を図ること。

今後、新たに整備予定の成人病センターと、民間事業者が整備・運営する隣接の重粒子線がん治療施設との連携等により、先進的ながん医療の提供を行うこと。

② 診療機能の充実

各病院が府の医療施策における役割を着実に果たし、医療需要の質的・量的変化や新たな医療課題に適切に対応できているか検証を行い、診療部門の充実・改善を図ること。

さらに、必要に応じて、国内外の医療機関と人材交流を行うなどして、各病院の医療水準の向上や国内外への貢献に努めること。

③ 新しい治療法の開発・研究等

各病院が、それぞれの高度専門医療分野において、調査や臨床研究・治験を推進するとともに、大学等研究機関・企業との共同研究や、新薬開発等への貢献などの取組みを積極的に行うこと。

成人病センター及び母子保健総合医療センターにおいては、疫学調査や診断技法・治療法の開発及び臨床応用のための研究を推進すること。また、がん登録事業など府のがん対策の基礎となる調査を行うこと。

④ 災害や健康危機における医療協力等

災害発生時において、大阪府地域防災計画に基づき、府の指示に応じ又は自ら必要と認めたときは、基幹災害医療センター及び特定診療災害医療センターとして患者を受け入れるとともに、医療スタッフを現地に派遣して医療救護活動を実施すること。

また、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生など、健康危機事象が発生したときは、府の関係機関と連携しながら、府域の医療機関の先導的役割を担うこと。

(2) 診療機能充実のための基盤づくり

① 優秀な医療人材の確保・育成

各病院の医療水準の向上を図るため、医師や看護師をはじめ、優れた医療人材の確保に努めること。

また、優秀な人材を育成するため、教育研修機能の充実及びキャリアパスづくりを進めるとともに、職員の職務に関連する専門資格の取得など、自己研鑽(さん)・研究をサポートする仕組みづくりを進めること。

さらに、勤務形態の多様化など、働きやすい環境づくりに努め、機構職員をはじめ、外部の医療従事者にとっても魅力ある病院を目指すこと。

② 施設及び医療機器の計画的な整備

各病院における診療機能の充実、医療の安全性向上及び患者・府民の満足度向上を図るため、医療機器の更新及び施設改修を計画的に進めること。

また、精神医療センター及び成人病センターの建替え並びに母子保健総合医療センターの手術棟整備について、着実に推進すること。

(3) 府域の医療水準の向上への貢献

① 地域医療への貢献

地域の医療機関との連携・協力体制の充実を図り、患者に適した医療機関への紹介を進めつつ、紹介された患者の受入れに努め、紹介率・逆紹介率の向上を図ること。

また、地域の医療水準の向上等の観点から、高度医療機器の共同利用の促進、医師等による医療機関等への支援、地域の医療従事者を対象とした研修会への医師等の派遣などを進めること。

② 府域の医療従事者育成への貢献

臨床研修医及びレジデントを積極的に受け入れるほか、他の医療機関からの研修及び看護師や薬剤師等の実習について積極的に協力するなど、府域における医療従事者の育成に貢献すること。

③ 府民への保健医療情報の提供・発信

府民を対象とした公開講座の開催、府が進める健康医療施策に係る啓発、

また、新たな感染症の発生など、健康危機事象が発生したときは、府の関係機関と連携しながら、府域における中核的医療機関として先導的役割を担うこと。

(2) 診療機能充実のための基盤づくり

① 優秀な医療人材の確保・育成

各病院の医療水準の向上を図るため、医師や看護師など、優れた医療人材の確保に努めること。

また、優秀な人材を育成するため、教育研修機能の充実及びキャリアパスづくりや職務に関連する専門資格の取得などをサポートする仕組みづくりを進めること。

さらに、勤務形態の多様化など、職員にとって働きやすい環境づくりに努めるとともに、共同研究への参画など職員の活躍の場を広げ、魅力ある病院づくりを目指すこと。

② 施設・医療機器等の計画的な整備

各病院における診療機能の充実、医療の安全性向上及び患者等の満足度向上を図るため、施設の改修及び医療機器の更新などを計画的に進めること。

(3) 府域の医療水準の向上への貢献

① 地域の医療機関等との連携

患者に適した医療機関の紹介及び紹介された患者の受入れを進めるとともに、医師等派遣による支援や研修会への協力、高度医療機器の共同利用、ICTの活用などにより、地域の医療機関との連携を図り、府域の医療水準の向上に貢献する取組みを進めること。

② 府域の医療従事者育成への貢献

臨床研修医及びレジデントを積極的に受け入れるほか、他の医療機関等からの研修や実習などの要請に積極的に協力し、府域における医療従事者の育成に貢献すること。

③ 府民への保健医療情報の提供・発信

府が進める健康医療施策に係る啓発や各病院における取組みについて、

ホームページを活用した情報発信などを積極的に行い、保健医療情報の発信及び普及啓発に努めること。

(4) より安心して信頼できる質の高い医療の提供

① 医療安全対策等の徹底

府民に信頼される良質な医療を提供するため、医療事故に関する情報の収集・分析に努めつつ、医療安全対策の徹底を図るとともに、院内感染防止対策を確実に実施すること。

② 医療の標準化と最適な医療の提供

患者負担を軽減しながら、より短い期間で効果的な医療を提供するため、クリニカルパス（疾患別に退院までの治療内容を標準化した計画表をいう。）を活用して、質の高い医療を提供すること。

③ 患者中心の医療の実践

「医療の中心は患者である」という認識のもと、患者の権利の尊重を徹底すること。

そのためには患者が自ら受ける医療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームド・コンセント（正しい情報を伝えた上での医療従事者と患者との合意をいう。）を徹底すること。

さらに、患者やその家族を支援する観点から、セカンドオピニオン（患者やその家族が、治療法等の判断に当たって、主治医とは別の専門医の意見を聞くことをいう。）や医療相談などを実施すること。

2 患者・府民の満足度向上

質の高い医療を提供するとともに、患者や来院者のニーズを把握しつつ、サービスの向上に努めることにより、患者や府民の満足度を高めること。

(1) 院内環境等の快適性向上

院内の快適性向上や患者のプライバシー確保の観点から、施設や設備の改修・補修などを実施すること。

また、利便性の向上についても、患者や来院者のニーズにきめ細かく対応して、効果的な取組に努めること。

ホームページの活用や公開講座の開催などにより、府民への保健医療情報の発信及び普及啓発を積極的に行うこと。

(4) 安心して信頼される質の高い医療の提供

① 医療安全対策等の徹底

安全で質の高い医療を提供するため、各病院の「ヒヤリ・ハット」事例の報告や検証の取組み、事故を回避するシステムの導入など、医療安全対策の徹底を図り、取組内容について積極的に公表を行うこと。また、院内感染防止の取組みについても確実に実施すること。

② 医療の標準化と最適な医療の提供

患者負担を軽減しながら、短期間で効果的な医療を提供するため、クリニカルパス（疾患別に退院までの治療内容を標準化した計画表）を活用して、患者にとって最適な医療を提供すること。

③ 患者中心の医療の実践

患者中心の医療を実践するため、患者自身が自分に合った治療法を選択できるよう、インフォームド・コンセント（正しい情報を伝えた上での医療従事者と患者との合意をいう。）を徹底すること。

さらに、各病院が、それぞれの高度専門性を活かして、セカンドオピニオン（患者やその家族が、治療法等の判断に当たって、主治医とは別の専門医の意見を聞くことをいう。）や医療相談などを実施すること。

2 患者等の満足度向上

(1) ホスピタリティの向上

患者等に対するホスピタリティの向上を目指し、職員の接遇技術の向上に努め、患者等の目線に立った案内や説明を行うなど、さらなるサービスの充実を図ること。

また、院内の快適性を確保する観点から、患者等のニーズ把握に努め、施設・設備の改修を図ること。

(2) 待ち時間及び検査・手術待ちの改善

外来診療において、診療、会計などで発生している待ち時間を短縮するとともに、受診時の負担感の軽減を図ること。
また、医療機器の稼働率の向上を図るなど、検査待ちや手術待ちについても改善を図ること。

(3) NPOやボランティアとの協働

NPOやボランティアの協力を得て、患者・府民の目線に立ったサービス向上のための取組を進めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

医療や病院経営をめぐる環境変化に迅速かつ柔軟に対応しながら、将来にわたって基本理念を追求できるよう、さらに自律性・機動性の高い法人運営体制を目指すこと。

さらに、業務運営のさらなる改善を図ることで、経営改善の効果を将来に向けた投資につなぐことができるよう、安定的な経営基盤を確立すること。

1 自律性・機動性の高い組織体制の確立

(1) 組織マネジメントの強化

地方独立行政法人制度のメリットを活かし、各病院が自らの特性や実情を踏まえ、より機動的に業務改善に取り組むことができるよう、各病院の自律性を発揮できる組織体制を目指すこと。
また、病院機構本部においては、各病院の経営支援が的確に行えるよう、経営手法の企画立案に関する戦略機能を強化すること。

① 事務部門等の専門性の向上

事務部門等においては、病院運営に関する専門知識や経営感覚が求められることから、必要な人材を確保・育成し、組織としての専門性を高めること。
また、府派遣職員については、危機管理への対応や府の医療施策の推進などに必要な人材を除き、平成 25 年度当初を目途に法人採用職員に切り替えること。

② 業績を反映した給与制度・人事評価制度等の導入

職員の資質、能力及び勤務意欲の向上を図るため、医療現場の実情を踏まえつつ、公正で客観的な人事評価制度の構築及び適切な運用に努めること。

(2) 待ち時間の改善による患者負担の軽減

外来診療や検査・手術待ちなどで発生している待ち時間の改善に努め、患者等の負担感の軽減を図ること。

(3) NPOやボランティアとの協働

NPOやボランティアの協力を得て、患者等へのサービス向上に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

病院を取り巻く環境の変化に迅速に対応するため、組織マネジメントの強化と業務運営の改善及び効率化の取組みを進め、経営体制の強化を図ること。

1 自立性の高い組織体制の確立

(1) 組織マネジメントの強化

各病院が自らの特性や実情を踏まえ、より機動的に業務改善に取り組むことができるよう、各病院の自立性を発揮できる組織体制を確立する一方、法人経営全体に対するマネジメント機能を強化すること。

① 高い専門性を持った人材の育成・確保

病院運営における環境の変化や専門性の高まりに対応できるよう、事務部門において、高い専門性を持った職員の育成・確保に努めること。
なお、府派遣職員については、計画的に法人採用職員への切り替えなどを進めること。

② 人事評価制度・給与制度の適正な運用

職員の資質、能力及び勤務意欲の向上を図るため、公正で客観的な人事評価制度及び適正な評価に基づく給与制度の運用に努めること。

と。

さらに、個々の職員の経験、職務能力、職責などの適正な評価に基づく給与制度を構築し運用すること。

③ 自律的な組織体制の確立

診療機能の充実や経営改善に一層柔軟に取り組むことができる病院運営体制を確立するため、地方独立行政法人法等の改正を大阪府と連携して国に働きかけながら一般地方独立行政法人（非公務員型）への移行を図ること。

(2) 診療体制の強化及び人員配置の弾力化

医療環境の変化や府民の医療ニーズに迅速に対応できるよう、勤務形態の多様化や各病院間の協力体制の整備を行い、診療科の再編や医療スタッフの配置を弾力的に行うこと。

(3) コンプライアンスの徹底

府立の医療機関としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理を確立し、適正な病院運営を行うこと。

個人情報保護及び情報公開に関しては、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号）及び大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）に基づき、府の機関に準じて適切に対応することとし、カルテ（診療録）などの個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。また、業務の情報化に対応して、情報セキュリティ対策に努めること。

さらに、職員一人ひとりが社会的信用を高めることの重要性を改めて認識し、誠実・公正に職務を遂行するため、業務執行におけるコンプライアンス徹底の取組を推進すること。

2 経営基盤の安定化

(1) 効率的・効果的な業務運営・業務プロセスの改善

中期目標等を着実に達成できるよう、PDCAサイクルによる目標管理を徹底すること。

中期目標及び中期計画の枠の中で、弾力的な予算の編成と執行を行うとともに、各病院の業務改善を促すため、各病院の改善状況等を予算に反映させるなど、効率的・効果的な業務運営に努めること。

(2) 診療体制の強化及び人員配置の弾力化

医療環境の変化や府民の医療ニーズに迅速に対応できるよう、勤務形態の多様化や各病院間の協力体制の整備を行い、診療科の再編や職員の配置を弾力的に行うこと。

(3) コンプライアンスの徹底

府立の医療機関としての公的使命を適切に果たすため、法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理を確立し、適正な運営を行うこと。

また、患者等に関する個人情報の保護及び情報公開の取扱いについては、大阪府個人情報保護条例及び大阪府情報公開条例に基づき、府に準じて適切に対応するとともに、情報のセキュリティ対策強化に努めること。

さらに、職員一人ひとりが社会的信用を高めることの重要性を改めて認識し、誠実・公正に職務を遂行するため、業務執行におけるコンプライアンス徹底の取組を推進すること。

2 業務運営の改善・効率化

(1) 効率的・効果的な業務運営・業務プロセスの改善

医療の内容や規模などが類似する他の医療機関との比較等により、医療機能や経営に対する指標と目標値を適切に設定の上、PDCAサイクルによる目標管理を徹底すること。

(2) 収入の確保

医業収益を確保するため、より多くの府民に効率的に高度専門医療を提供するとともに、診療報酬改定に対応して診療単価向上のための取組を行うこと。

また、引き続き病床利用率など、収入確保につながる数値目標を設定すること。

さらに、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の未然防止及び早期回収に努めること。

(3) 費用の抑制

人件費については、引き続き給与費比率の数値目標を設定し、給与水準や職員配置の適正化、業務の委託等により、人件費の適正化に努めること。

材料費については、材料費比率の数値目標を設定し、費用対効果の考え方のもと、費用の抑制に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

地方独立行政法人法の趣旨に沿った基準による適切な運営費負担金のもと、経営改善に取り組むこと。

また、その効果を診療機能の充実に活かしながら、将来にわたって公的な役割を果たせるよう、安定的な経営基盤を確立すること。

特に、施設の建替え、増築、改修のほか、医療機器の更新など、多額の投資を行う必要があることから、将来の償還負担を十分に考慮し、長期的な経営の見通しを立てること。

経常収支比率及び医業収支比率については、引き続き数値目標を設定すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

大阪府域全体で最適となるような医療資源の有効活用を図り、新たな大都市制度における公立病院として適切な役割を担うため、一般地方独立行政法人（非公務員型）への移行を進めながら、大都市制度移行時に府市病院の法人を一体化する方向で検討を進めること。

大阪市南部医療圏における小児医療・周産期医療の充実などを図るため、平成28年度の供用開始を目指し、急性期・総合医療センター敷地内における新

(2) 収入の確保

医業収益を確保するため、効率的に高度専門医療を提供するとともに、診療報酬に対応して診療単価向上のための取組を行うこと。

引き続き、病床利用率など収入確保につながる数値目標を設定し、達成に向けた取組を行うこと。

また、診療報酬の請求漏れ防止や未収金対策の強化を図ること。

各病院が持つ医療資源の活用や研究活動における外部資金の獲得などにより、新たな収入の確保に努めること。

(3) 費用の抑制

費用対効果の検証に基づき、給与水準や職員配置の適正化等により、人件費の適正化に努めること。

給与費比率・材料費比率などの指標の活用や、収入見込の精査及び業務の効率化などを通じて、費用の適正化に努めること。

また、材料費の抑制や国の方針を踏まえた医療費適正化などの観点から、後発医薬品の利用促進に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

各病院が、将来にわたり公的な役割を果たしていくため、適切に経営状況の分析を行い、変化の兆候を早期に把握するとともに、必要に応じて対策を講じ、安定した財務運営を確保すること。

あわせて、中長期的な視点による経営管理を強化し、財務内容の健全化を図ること。

法人経営にとって大きな負担となる病院施設や医療機器の整備など新たな投資を行う場合は、将来の収支見通し・費用対効果を踏まえた適切な事業計画を策定すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

府の行財政改革推進プラン案を踏まえた改革の取組みについて対応するとともに、大阪府市共同住吉母子医療センター（仮称）について、関係機関と連携し早期整備を目指すこと。

老朽化が進む呼吸器・アレルギー医療センターの対応については、将来の医療需要予測や収支見通しなどを踏まえ、施設整備について検討すること。

また、母子保健総合医療センターにおいては、将来のあり方を検討すること。

棟「大阪府市共同 住吉母子医療センター（仮称）」の整備事業を着実に推進すること。

精神医療センターの再編整備について、平成 24 年度中の開院を目指して事業を着実に進めること。また、PFI 事業者の民間ノウハウを活用し、質の高いサービスを提供すること。

成人病センターの移転整備については、開院後のがん医療日本一の実現に向け、最新の施設や医療機器を整備し、がん医療の進展に対応した機能強化を図るとともに、手術件数、放射線治療件数、外来化学療法件数など、治療実績のさらなる向上を図るため、平成 28 年度中の開院を目指し事業を着実に進めること。

また、新成人病センター隣接地に整備する粒子線がん治療施設については、施設を整備運営する事業者と相互に連携し、府民に対して最先端のがん医療を提供することができるよう検討を進めること。

なお、府立病院機構の収支や事業者の運営状況を精査しながら、府立病院機構が取得する用地の確保が経営を圧迫しないよう、府として支援していく。

母子保健総合医療センター手術棟整備については、平成 22 年 1 月に策定した大阪府地域医療再生計画に基づき、小児重症患者への対応を強化するため、平成 25 年度中の竣(しゅん)工を目指し事業を着実に進めること。

新公立病院改革ガイドライン（平成 27 年 3 月 31 日付け総財準第 59 号総務省通知）を踏まえた取組みを進めること。

成人病センターの移転開設にあたっては、センターが持つ資源を活かして、外国人患者に対しても高度先進医療を提供するとともに、海外の医療機関との人材交流、臨床研究・開発を実施するなど、医療における国際貢献の取組みを進め、これらの取組みを通じて、病院のさらなる医療水準の向上を図ること。